

「京都市介護サービス山間地域提供協力金」について

1 事業目的

保険者である本市は、介護サービス提供事業者が採算上の理由等でサービス提供を行うことが困難な、いわゆる「山間地域」住民に対しても、自立支援のために必要な希望するサービスの提供が行われるよう支援策を講じる必要があり、該当地域の住民に介護サービスを提供する事業者に協力金を支給するものです。

2 事業内容等

ア 対象地域

北 区	小野の各町 大森の各町 中川の各町 杉阪の各町 真弓の各町 雲ヶ畠の各町
左京区	大原の各町（ただし、古知平町以北） 花脊の各町 広河原の各町 久多の各町
右京区	嵯峨の各町（ただし、清滝川以西） 嵯峨水尾の各町 梅ヶ畠の各町（ただし、清滝川以西） 嵯峨檜原の各町 嵯峨越畠の各町
西京区	大原野外畠町 大原野出灰町
伏見区	醍醐一ノ切町 醍醐二ノ切町 醍醐三ノ切町

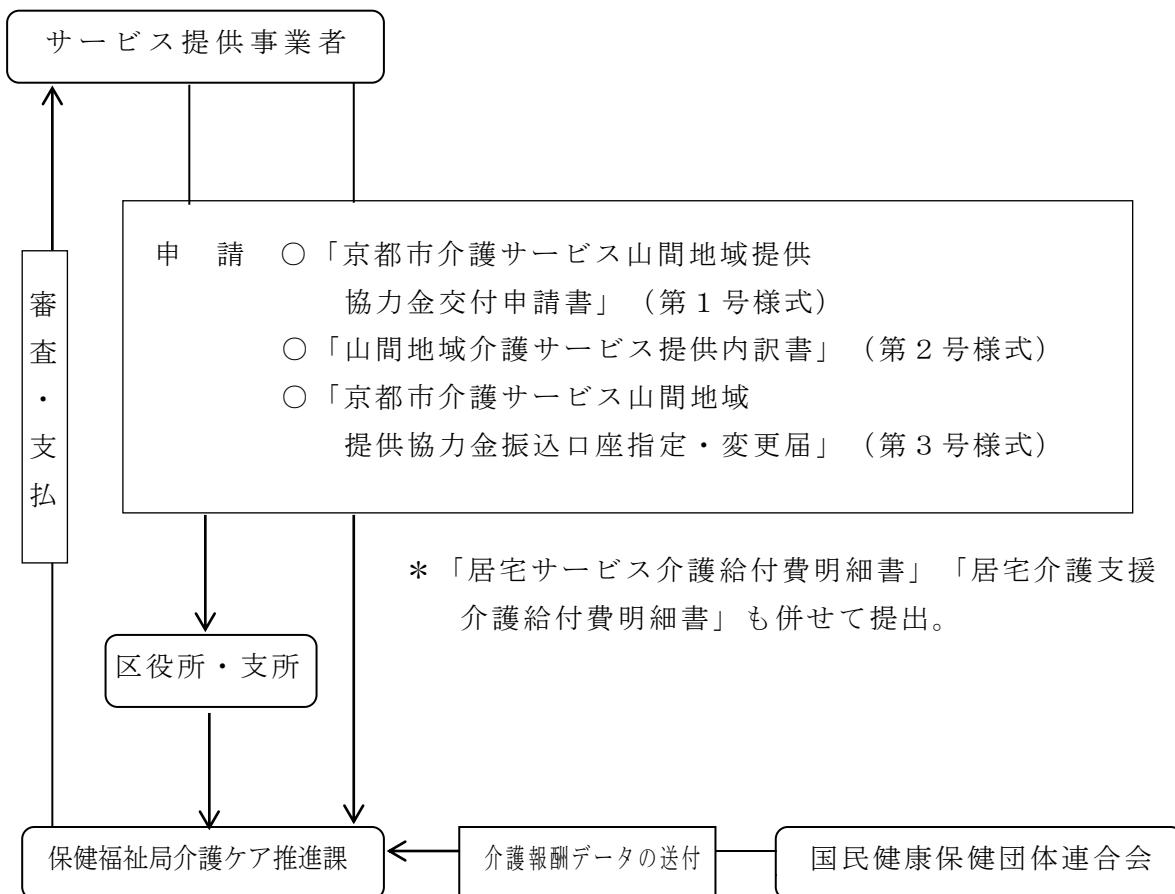
イ 補助対象の居宅サービス及び補助単価

いずれも被保険者1人につき

対象サービス	協力金単価(基準額)	中山間地域等へのサービス提供加算を算定した場合
訪問介護、(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリテーション、(予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(総合事業)訪問型サービス	サービス1回につき (介護報酬で月当たりの定額報酬とされているサービスについては、訪問回数を1サービスとする) 650円	サービス1回につき(介護報酬で月当たりの定額報酬とされているサービスについては、訪問回数を1サービスとする) 650円から加算単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときはその端数は切り捨て(以下「加算相当額」という))を差引いた額(10円未満の端数がある場合は切り上げ)
(予防)訪問入浴介護	サービス1回につき 2,010円	サービス1回につき 2,010円から加算相当額を差引いた額(10円未満の端数がある場合は切り上げ)
(予防)福祉用具貸与	種目ごと貸与月につき 650円	種目ごと貸与月につき 650円から加算相当額を差引いた額(10円未満の端数がある場合は切り上げ)
通所介護、(予防)通所リハビリテーション、(予防)認知症対応型通所介護、(総合事業)通所型サービス	送迎の片道につき 530円	*片道送迎をした場合 530円から加算相当額を差引いた額(10円未満の端数がある場合は切り上げ) *往復送迎をした場合 1,060円から加算相当額を差引いた額(10円未満の端数がある場合は切り上げ)
(予防)短期入所生活介護、(予防)短期入所療養介護	送迎の片道につき 530円	

(予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（当該サービスを行う事業者が存在しない日常生活圏域に住所を有する要介護等被保険者に対してサービス提供を行った場合のみ対象）	訪問1回につき 650円 送迎の片道につき 530円	
居宅介護支援	1月につき 650円	1月につき 650円から加算相当額を差引いた額（10円未満の端数がある場合は切り上げ）

3 申請方法



(1) 申請

サービス提供事業者は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課に必要書類と「居宅サービス介護給付費明細書」「居宅介護支援介護給付費明細書」を提出し、申請を行います。

* 申請期限

サービス 提供 日	申 請 期 限
4月から 6月	7月15日
7月から 9月	10月15日
10月から 12月	1月15日
1月から 3月	3月31日

(2) 審査・支払い

介護ケア推進課では、サービス提供事業者から提出のあった必要書類を審査・確認のうえ、事業者の指定金融機関口座に支払いを行います。

<中山間地域等へのサービス提供加算を算定した場合の協力金計算方法>

加算相当額 = 加算単位 × 地域単価 (小数点以下切り捨て)

協力金額 = 山間地域提供協力金基準額 - 加算相当額 (10円未満切り上げ)

例：訪問介護（生活援助45分以上の場合 225単位）

加算単位 = $225 \times 0.05 = 11.25 = 11$ (小数点以下四捨五入)

加算相当額 = 11 (加算単位) × 10.7 (地域単価) = 117.7 = 117

(小数点以下切り捨て)

協力金額 = 650 (基準額) - 117 = 533 = 540円 (10円未満切り上げ)

例：通所介護（通常規模5時間 - 7時間・要介護1・572単位）

加算単位 = $572 \times 0.05 = 28.6 = 29$ (小数点以下四捨五入)

加算相当額 = 29 (加算単位) × 10.45 (地域単価) = 303.05 = 303

(小数点以下切り捨て)

◎片道のみの送迎を行った場合

協力金額 = 530 (片道の基準額) - 303 = 227 = 230円
(10円未満切り上げ)

◎往復の送迎を行った場合

協力金額 = 1,060 (往復の基準額) - 303 = 757 = 760円
(10円未満切り上げ)

例：介護予防訪問介護（介護予防訪問介護(Ⅱ) 2,335単位）

加算単位 = $2,335 \times 0.05 = 116.75 = 117$ (小数点以下四捨五入)

加算相当額 = 117 (加算単位) × 10.7 (地域単価) = 1,251.9 = 1,251
(小数点以下切り捨て)

◎月3回利用した場合

協力金額 = $650 \times 3 - 1,251 = 699 = 700$ 円
(10円未満切り上げ)

◎月4回利用した場合

協力金額 = $650 \times 4 - 1,251 = 1,349 = 1,350$ 円
(10円未満切り上げ)